

白山市議会だより発行規程

平成17年5月27日

議会告示第5号

改正 平成18年4月1日議会告示第1号

平成21年3月9日議会告示第1号

平成23年6月2日議会告示第1号

平成25年3月6日議会告示第1号

平成25年7月30日議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市議会の審議及び活動の状況を広く市民に知らせ、議会に対する理解と認識を深め、住民に開かれた議会とするため、白山市議会広報を発行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 議会広報の名称は、「白山市議会だより」（以下「議会だより」という。）とする。

(編集)

第3条 議会だよりの編集は、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

(発行)

第4条 議会だよりの発行は、年4回とする。ただし、委員会が必要と認めたときは、議長と協議の上、臨時に発行することができる。

2 議会だよりの発行は、白山市議会が行うものとする。

(配布範囲)

第5条 議会だよりは、市内の全世帯及び議長が必要と認めるものに無料で配布する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、議会だより発行に関し必要な事項は、委員会が議長と協議の上定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日議会告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年3月9日議会告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年6月2日議会告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 6 日 議会告示第 1 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 7 月 3 0 日 議会告示第 3 号）

この告示は、公表の日から施行する。